

災害時の応急対策における
車両提供(クリーンディーゼル車)に関する
協定書

幕別町
北海道マツダ販売株式会社 帯広幕別店

災害時の応急対策における車両提供(クリーンディーゼル車)に
関する協定書

幕別町(以下「甲」という。)と北海道マツダ販売株式会社 帯広幕別店(以下「乙」という。)とは、幕別町に地震、風水雪害、その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における車両提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して、円滑に災害応急対策を実施することを目的として、物資輸送等を行う車両の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供車両の種類)

第2条 甲が乙に対して提供を要請する車両は、クリーンディーゼル自動車とする。

(協力要請及び内容)

第3条 甲は、災害時応急対策のため、乙が保有する車両を必要とする場合は、車両提供(クリーンディーゼル車)協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、甲の要請する車両台数に対して、提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない道内の別店舗に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

(車両の引渡し及び報告)

第4条 乙が前条第1項の規定による甲からの要請を受け、車両を貸与する場合の引渡場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請を受け、車両を引き渡す場合は、甲に対し速やかに車両提供(クリーンディーゼル車)協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 車両の貸与期間は、災害発生から20日間程度とする。期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(車両の返却)

第6条 乙が甲に貸与した車両の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が行った車両の貸与期間中の燃料費については甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合は、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の前における適正価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(賠償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責自由があるものが、賠償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定によるものとする。

(自動車保険の取扱い等)

第10条 乙は、車両貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 甲の故意若しくは重過失による事故の場合の費用は甲が負担するものとする。
- 3 前項に掲げる場合以外の事故により保険適用が受けられない場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、車両の損害が大きい場合は甲乙協議の上、その解決に当たるものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、幕別町職員に限り使用するものとする。
- (2) 貸与を受けた車両は極力、危険箇所への移動には使用しないものとする。
- (3) 車両が故意又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第13条第3項の規定により、乙へ速やかに報告するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により事前に定めた連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(車両の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合、保有する車両の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された車両の使用状況に関する情報を、適宜乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲乙協議の上、対応するものとする。
- 4 甲は、貸与期間中、乙に対し車両(クリーンディーゼル車)の使用報告書(様式第4号)を作成し車両返却時に提出するものとする。

(訓練等)

第14条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲からの防災訓練等の協力要請があった場合は、可能な範囲で、防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

(普及及び周知活動)

第15条 甲及び乙は、町民の自助による減災を促進するため、車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組むものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この有効期間が満了する2か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月22日

甲 中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長

飯田 晴哉

乙 中川郡幕別町札内共栄町164番地

北海道マツダ販売株式会社 帯広幕別店

店長

浦田 法幸

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

車両提供（クリーンディーゼル車）協力要請書

北海道マツダ販売株式会社

帯広幕別店 店長 様

幕別町長

災害時の応急対策における車両提供（クリーンディーゼル車）に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	要請期間	台数 (台)
1		自： 月 日 至： 月 日	
2		自： 月 日 至： 月 日	

(2) その他特記事項

使用場所、使用者が決まっている場合は記載する。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

車両提供（クリーンディーゼル車）協力受書

幕別町長 様

北海道マツダ販売株式会社

帯広幕別店 店長

車両提供（クリーンディーゼル車）協力要請書の提出があった件について、災害時の
応急対策における車両提供（クリーンディーゼル車）に関する協定第4条の規定に基づ
き、要請書のとおり協力を受け、車両を提供します。

特記事項がある場合は記載する。

様式第4号 (第13条関係)

年 月 日

車両 (クリーンディーゼル車) の使用報告書

北海道マツダ販売株式会社

帯広幕別店 店長 様

幕別町長

災害時の応急対策における車両提供 (クリーンディーゼル車) に関する協定第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 使用の状況 (必要に応じて別紙等に行を追加すること。)

	使用場所 (施設名・住所)	使用期間	使用時間	使用距離	運転者	備考 (給油等)
1	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
2	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
3	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
4	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
5	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
6	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
7	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
8	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
9	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			
10	自: 至:	自: 月 日 至: 月 日	自: 時 分 至: 時 分			